

児童扶養手当のお知らせ



市 HP

子育て支援係 Tel.74-8369

対象

母子家庭や父子家庭などで、18 歳まで（※ 1）の児童または中度以上の障がい（※ 2）を有する 20 歳未満（※ 2）の児童を養育し、下記対象のいずれかに該当する、所得制限限度額（下表）未満の方が受けることができます。

※ 1 18 歳に達した後の最初の 3 月 31 日まで

※ 2 20 歳に達する前日まで

- ◆ 父母が離婚（事実上の婚姻関係を含む）した児童
- ◆ 婚姻をせず生まれた児童
- ◆ 重度の障がい（国民年金の障害等級 1 級相当）がある父または母に養育されている児童
- ◆ 父または母が死亡・生死不明である児童
- ◆ 棄児など父母が明らかでない児童
- ◆ 父または母が引き続き 1 年以上拘禁されている児童
- ◆ 父または母に引き続き 1 年以上遺棄されている児童
- ◆ 父または母が裁判所からの DV 保護命令を受けている児童

児童扶養手当 所得制限限度額

扶養親族等の人数	受給資格者本人の所得額		扶養義務者などの所得額
	全部支給	一部支給	
0 人	69 万円	208 万円	236 万円
1 人	107 万円	246 万円	274 万円
2 人	145 万円	284 万円	312 万円
3 人以上	1 人につき 38 万円ずつ加算		

現況届の提出について

現在、児童扶養手当を受給している方や受給資格のある方は、8 月 3 日（月）～ 31 日（月）までに「現況届」の提出が必要です。該当する方には必要書類を通知します。

※ 期間内に手続きをしなかった場合、11 月分以降の手当の支給が差し止められます。

1 世帯あたりの手当月額

		手当月額
第 1 子支給額	全部支給	48,050 円
	一部支給	11,340 円～ 48,040 円
第 2 子以降加算額	全部支給	11,350 円
	一部支給	5,680 円～ 11,340 円

支給時期

年 6 回支給します。

- ・ 1 月支給：11 月、12 月分
- ・ 3 月支給：1 月、2 月分
- ・ 5 月支給：3 月、4 月分
- ・ 7 月支給：5 月、6 月分
- ・ 9 月支給：7 月、8 月分
- ・ 11 月支給：9 月、10 月分

障害基礎年金等受給者の児童扶養手当について

母子、父子家庭で障害基礎年金等（※ 1）を受給している方は、障害基礎年金等の子の加算部分の額が児童扶養手当の額（※ 2）を下回る場合、その差額分が児童扶養手当として支給されます（8 月中に現況届の提出が必要となります）。なお、厚生年金保険法に基づく障害厚生年金（3 級）のみ受給している方や遺族年金、老齢年金、労災年金、遺族補償などの障害年金以外の公的年金は対象となりません。

※ 1 国民年金法に基づく障害基礎年金、労働者災害補償保険法による傷害補償年金など。

※ 2 所得に応じて額が変わります。障害基礎年金等を受給されている方は、非課税公的年金給付等を含めたうえで、所得を算出します。